三　廃棄物処理部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1)　温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を業として行う者及び廃棄物を自ら処理する者並びに市町村（以下「廃棄物処理事業者等」という。）は、廃棄物の処理に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの廃棄物処理事業者等が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、廃棄物処理部門における事業活動（日本標準産業分類に掲げる中分類八八―廃棄物処理業に属する事業場及びその他の分類に属する事業場において行われる廃棄物の処理（下水道管理者の行う下水及び発生汚泥その他の廃棄物の処理を除く。）であって、温室効果ガスの排出を伴うものをいう。以下「廃棄物処理部門活動」という。）における事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

①　温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、職員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。

②　廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

③　廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、例えば、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。

④　廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。

⑤　④の実施状況及びその効果を把握すること。

⑥　⑤も踏まえ、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について再検討し、効果的な取組を継続的に実施すること。

⑦　市町村においては、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、処理する一般廃棄物の量を減らし、その処理に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めること。

(2)　温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の廃棄物の処理を取り巻く状況の変化に応じ、「一　業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項　(2)　温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置」に掲げる各措置のほか、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施に努めること。

①　温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。また、廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の統合による設備の効率化についても検討することが望ましい。さらに、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ＥＳＣＯ事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア　廃棄物の収集運搬車等

中継施設の設置及び大型運搬車の導入による収集運搬の効率化、電動式塵芥（じんかい）収集車の導入、天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車等の次世代自動車の導入その他の必要な措置

イ　廃棄物焼却施設（ガス化溶融施設を含む。）における設備

a　受入供給設備

i　投入扉

自動制御システムの導入、車両管制システムの導入、可変容量式油圧ポンプの導入、電動駆動化その他の必要な措置

ii　クレーン

自動制御システムの導入、巻下げ電力回生制動装置の導入その他の必要な措置

iii　その他の受入供給設備

破砕設備の導入による受入廃棄物の質の安定化、脱水機の導入による汚泥の含水率低減その他の必要な措置

b　燃焼（溶融）設備

バッチ炉・准連続炉の全連続炉化、自動燃焼制御システムの導入、排ガス循環システムの導入等による低空気比燃焼、燃焼用空気の酸素富化、水冷壁・水冷式火格子の導入、炉体の断熱強化、燃料使用量の極小化、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新、下水汚泥焼却炉の燃焼温度の高温化その他の必要な措置

c　灰溶融設備

燃料式溶融炉における高効率バーナー・廃棄物利用バーナー・熱回収設備の導入、燃料使用量を極小化し、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

d　通風設備

送風機及び誘引通風機のインバーター化又は機械式による回転数制御方式の導入、高効率送風機の導入、蒸気タービン駆動方式の導入その他の必要な措置

e　排ガス処理設備

風煙道における流速の適正化、ろ過式集塵（じん）装置による通風抵抗の低減、触媒反応塔における低温触媒の採用による排ガス再加熱用熱量の低減、高効率乾式排ガス処理方式の導入、白煙防止装置の廃止その他の必要な措置

f　灰出し設備（セメント固化処理設備、スラグ・メタル等の搬出設備を含む。）

灰クレーンにおける自動制御システムの導入、乾式焼却灰冷却装置の導入による灰溶融時の無乾燥化、コンベヤ搬送速度調整のインバーター制御システムの導入、混練機駆動のインバーター制御システムの導入、加熱脱塩素化装置の最適温度制御方式の導入その他の必要な措置

g　排水処理設備

ばっ気・攪拌（かくはん）装置及び固液分離装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入、施設内排水の噴霧蒸発処理の極小化又は廃止及び下水道放流化その他の必要な措置

h　熱回収設備

i　ボイラー

高温高圧ボイラーの導入、エコノマイザーの導入又は増設、機械式ハンマリング装置の導入その他の必要な措置

ii　タービン・発電設備

蒸気タービン発電機の導入又は出力増加、廃棄物発熱量の年間変動に応じた蒸気タービン設計点の最適化、背圧タービンから復水タービンへの移行、抽気タービンの導入による熱のカスケード利用、再生サイクル（タービン抽気蒸気を利用した熱利用）の導入、ファンのインバーター制御システム・台数制御システム・翼の可変ピッチ制御システム等の導入による蒸気復水器の高効率化、蒸気復水器の水冷化、設備の断熱強化その他の必要な措置